

令和2年 第1回定例会 3月11日

農林委員会に審査を付託されました議案四件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第十五号の令和元年度岐阜県一般会計補正予算のうち、歳出予算補正については、当委員会所管として、総額六億九千五百六十八万七千円の減額となっております。

その主な内容としましては、国の内示額や事業費の確定に伴い減額する一方、国補正予算を活用し、農業競争力強化のために必要な農地・農業用水路等の整備や、農村地域の防災・減災対策を行うために、二十八億五千三百六万円を増額するほか、効率的な木材生産体制を強化するための搬出間伐・路網整備に対する助成や、木材生産の基盤となる林道整備を行うために十二億二千六百三十万八千円を増額するものなどであります。

繰越明許費補正については、当委員会所管として、追加分で四十二事業、変更分で二事業を計上しており、国補正予算を活用して今回増額補正する予算を繰り越すもののほか、地元や関係機関との調整や工事の施工における工法の検討に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったことなどによるものであります。

また、債務負担行為補正については、当委員会所管として、復旧治山工事に係るものなど二件について追加して設定するものであります。

次に、議第二十二号の令和元年度岐阜県就農支援資金貸付特別会計補正予算については、事業費の確定見込みに伴い減額を行うものであります。

条例その他の議案としましては、ため池等整備事業に係る分担金額の変更等を行うための議第四十八号 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例についてなど二件であります。

採決の結果、議第十五号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係、議第二十二号、議第四十八号並びに議第六十二号の各案件については、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

杉の大径材加工施設の整備に係る助成先の選定経緯について質疑があり、執行部より、県内製材業者の要望を毎年調査して助成先を選定しているところ、製造ラインの増設について、早期の事業化を望む事業者から要望があったため、補正予算を活用して助成を行うとの答弁がありました。

以上、農林委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。